



第三次産業における労働災害防止について



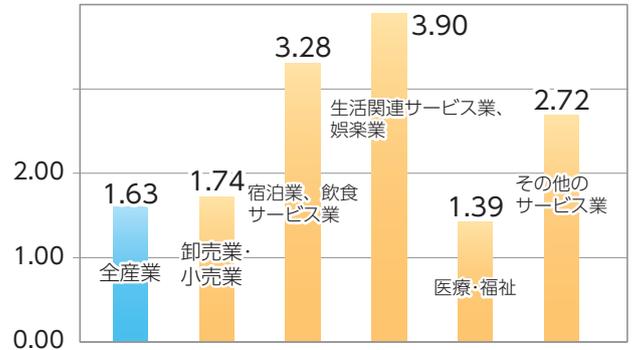
●第三次産業における災害が増えています

第三次産業における労働災害は、近年増加の傾向にあり、全産業の4割近くにも上っています。また「発生率はそれほど高くないのでは…」と思われがちですが、発生頻度を示す度数率は、第三次産業のほとんどの業種が全産業平均を上回っており、実効ある災害防止対策が急務となっています。

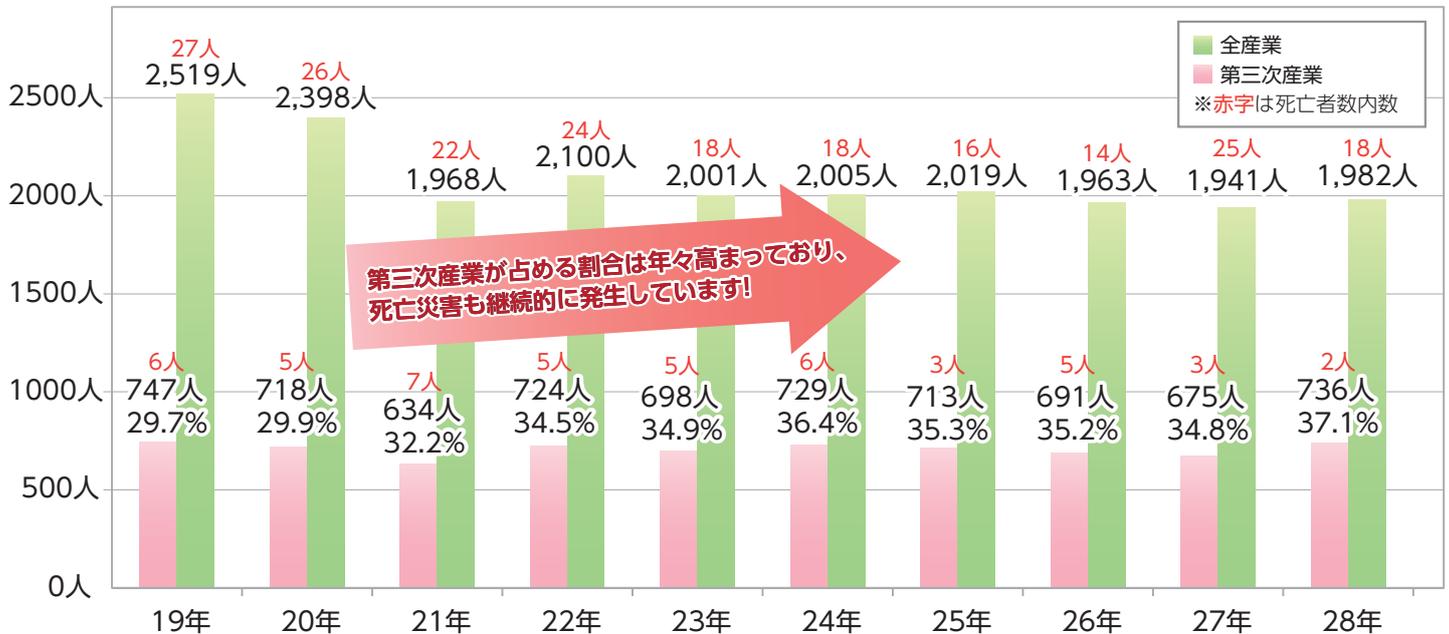
※「度数率」とは、100万延べ実労働時間あたりの労働災害による死傷者数で、災害発生の頻度を表す

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ労働時間数}} \times 100 \text{万}$$

度数率の比較 (平成28年度労働災害動向調査結果)



岐阜県における災害発生状況の推移



●まずは、安全管理体制の再点検をお願いします

第三次産業でも災害の多い特定の業種(各種商品小売業・ゴルフ場業など)では、事業場規模50人以上の場合には、安全管理者を選任し、安全委員会を設置するなど、事業者の責務として安全管理体制を整え、組織として災害防止を推進していくことが必要です。また、10～49人の場合には、安全衛生推進者の選任が必要です。なお、選任・設置義務のない事業場においても、当然ながら災害発生の危険性を有しており、これらに準じて安全管理体制を整備することをおすすめします。

災害防止を含めた安全管理活動は、安全(衛生)委員会等の組織の下で自社の安全管理状況を点検した上で、きちんと安全管理計画を樹立し、計画的に実施していくことが重要です。安全管理計画を樹立するにあたっては、岐阜労働局のホームページに、安全衛生管理計画の策定について掲載(安全衛生管理自主点検・計画書)していますので、参考にして下さい。



災害を発生させた事業場に確認をすると、「気をつけて作業するように言っていたのに…」といった話しがよく聞かれますが、このように人の注意力のみに頼った対策では効果がありません。きちんと組織的に実効ある対策を講じていくことが必要です。

●安全活動について

労働災害防止に向けた、主な安全活動についてご紹介します。

●4S活動(※躰を加えて5S活動とする場合もあります)

4Sとは「整理・整頓・清掃・清潔」の頭文字で、具体的には次の内容です。

- ①整理：必要な物と不要な物を分けて、不要な物を処分する。
- ②整頓：必要なときに必要な物をすぐに取り出せるように、分かりやすく安全な状態で配置、収納する。
- ③清掃：職場や設備などのゴミ・汚れ等をもとから取り除き、きれいにする。
- ④清潔：整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し快適な状態を実現・維持する。

4S活動は、安全衛生管理の基本であり、特別な道具等がなくても行え、作業者の安全確保だけでなく品質管理、作業性や顧客満足度の向上などに期待が出来る、経営改善にも役立つ活動です。また、後に述べる第三次産業で非常に多い転倒災害の防止にも効果があります。職場毎の担当を決め、毎日のとりくみに定着させることが重要です。



●ヒヤリハット活動

必ずしも「災害が発生していない職場＝安全な職場」とは限りません。たまたま災害が発生していないだけなのかもしれません。実際に、仕事をしていて事故にはならなかったけれど、「ヒヤリとした」「一歩間違えば…」といったことは、誰もが経験しているのではないのでしょうか。その時は事故につながらなくても、次は分かりません。

ヒヤリハット活動とは、そうした経験をきちんとメモにとり、災害防止対策を講じていく実践的な手法です。また、労働者の危険感受性(危険なものを危険と覚えること)を高めることにもつながり、不安全行動を減少させる効果もあります。

各職場に見合った「ヒヤリハット報告書」を定め、「いつでも、だれでも、どんなことでも」提出できるようにすることが大切です。

フライヤーから油が撥ね、かかりそうになった

ゴルフボールが目の前を通り、ドキッとした

濡れた床で滑り転びそうになった

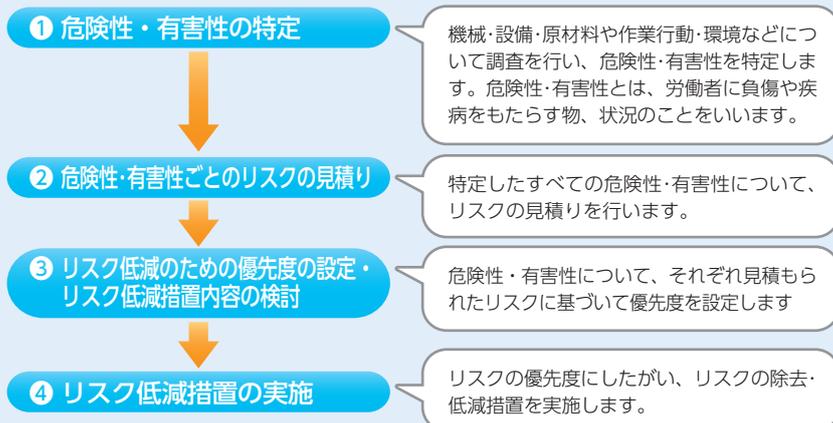


●リスクアセスメント

リスクアセスメントとは、職場における労働災害の発生危険の度合いを「リスク」としてとらえ、職場に潜在する危険性ごとにリスクの大きさを見積もり評価して、労働者保護の観点から容認できないものを具体的に明らかにし、労働災害防止対策の優先順位を定め実施していくようにするための手法です。職場パトロールやヒヤリハット活動などによって、明らかになったリスクについて、見積もりを行い対策の優先度を定めるものです。

第三次産業に関するマニュアルが厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考にして下さい。

リスクアセスメントの基本的な手順



安全管理活動を職場に根付かせましょう

ご紹介した以外の安全活動としては、次のようなものがあります。

- 作業者全員で危険ポイント・対策を確認する「危険予知活動(KYK)」
- 職場単位で行う「ツール・ボックス・ミーティング(TBM)」
- 職場巡視により危険箇所を見つけ出す「安全パトロール」
- 安全上の問題点や改善方法を提案させる「改善提案」 など

これらの活動を職場に根付かせ、全員参加で取組を推進していくことが安全で快適な職場実現のカギです。取組の内容については、岐阜労働局のホームページで紹介していますので、参考にして下さい。



●各事業場の状況に応じた対策について

第三次産業における作業内容は、業種によって大きく違います。また、同じ業種でも職場の設備やレイアウト、人員構成など、多くの点が異なっています。したがって各事業場における状況を正しく把握した上で、適切な対策を講じることが重要です。主な留意事項を紹介しますので参考にして下さい。

●各種機械設備等による災害の防止について

第三次産業においては、機械災害への対策がおろそかになりがちですが、実際には多くの災害が発生しています。特に多いのが、スーパー・小売店などの食品加工場やホテル・旅館の厨房における食品加工機械による災害です。こういった職場においては、食肉加工機、フライヤー、製麺機など、手指の切断や火傷などを負う危険性の高い機械が多く設置されています。安全カバーが外されたり、壊れたりしていないか、安全な作業方法が守られているか、再点検をお願いします。

この他に、フォークリフト等運搬機械による災害やロールボックスパレット(かご車)による災害も発生しています。荷の形状に合わせた安全な作業を徹底して下さい。

参考 (厚生労働省HPからダウンロードできます)

「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル
～安全に作業するための8つのルール」

●転倒災害の防止について

転倒災害は、現在最も多い災害で、社会の高齢化等により年々増加しています。また、軽傷とみられがちですが、休業4日以上以上の災害の6割が1か月以上となっており、甘く見ることは禁物です。災害の典型的なパターンは、「滑り(濡れた床などで滑り転倒する災害)」、「躓き(床の凸凹や荷物・商品などに躓き転倒する災害)」、「踏み外し(足下が見えない状態で階段などを踏み外す)」の3つです。

災害防止に向けて、次の点についてチェックして下さい。

○4S活動の習慣化

- ・歩行場所にものを放置しない。
- ・床面の汚れ(水・油・粉など)を取り除く。
- ・床面の凸凹、段差などを解消する。

○転倒しにくい作業方法の策定および周知徹底

- ・時間に余裕を持って行動する。
- ・滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行する。
- ・足下が見えにくい状態で作業しない。

なお、冬季においては積雪や凍結により、災害発生リスクが大幅に増加します。寒冷地のみでなく、日陰等の凍結危険箇所を事前に把握し対策を講じることが必要です。

参考 (厚生労働省HPからダウンロードできます)

「STOP! 転倒災害プロジェクト」



⚠️災害1「ミンチ機で作業中、手首を切断」(40代・男性)

被災者は、店舗内の精肉加工場でミンチ機を使用して、ひき肉等の材料を混ぜ合わせる作業を行っていた。ミンチ機を稼働させて、材料投入口に直接手で材料を入れていたところ、内部のスクリーコンベヤーに右手を巻き込まれ手首から切断した。災害発生時には、本来は肉投入口に取り付けられていなければならないガードが外されていた。



他の棒が入っていた

肉投入口に付けるガード

穴が小さく手が入れない構造で、セットすると下部の棒が機械内に差し込まれ、内部のインターロックが解除され、機械が作動する仕組みになっている。
※本来は○の位置に取り付けるもの



**安全装置は、
機能を理解して
正しく使用しないと、
意味がない!**

●腰痛の防止について

腰痛は業務上疾病の4～5割を占め、年々増加傾向にあります。特に社会福祉施設等においては、介護作業時等において多発しています。腰痛は、不自然な姿勢をとったときや、瞬間的に力を入れたときに発症したものが多く見られます。

腰痛の予防に向けては、作業管理・作業環境管理・健康管理の面から、腰痛予防対策指針に基づく適切な対策を講じる必要があります。

参考 (厚生労働省HPからダウンロードできます)

「職場における腰痛予防対策指針」



●熱中症の防止について

熱中症とは、高温多湿な環境下において、体温の調整がうまくいかず、体内の水分及び塩分のバランスが崩れたり、体内の調整機能が破綻するなどして発症する健康障害の総称で、状況によっては死亡に到るケースもあります。夏季において建設業や警備業などで多発する傾向にありますが、第三次産業においても、高温多湿となる職場においては発生する危険があり、対策を講じる必要があります。

参考 (厚生労働省HPからダウンロードできます)

「熱中症を防ごう!」 「職場における熱中症対策マニュアル」

●交通労働災害の防止について

交通労働災害の原因は、速度超過・天候不良・車輛の整備不良・過労による睡眠不足・過積載等様々で、自動車等の安全管理および交通安全にかかる教育の徹底が求められています。特に第三次産業においては、新聞販売業におけるバイクでの災害や警備業における警備中の交通事故、出張介護中の事故などが多発しており、仕事の内容に応じた実効ある対策が必要となっています。また、積雪・路面凍結などの情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策にも留意して下さい。

交通労働災害の防止に向けて、次の事項をまとめたガイドラインが示されていますので参考にして下さい。

- 交通労働災害防止のための管理体制等
- 適正な労働時間等管理・走行管理
- 教育の実施
- 交通労働災害防止の意識高揚
- 荷主・元請事業者による配慮
- 健康管理

参考 (厚生労働省HPからダウンロードできます)

「交通労働災害防止のためのガイドライン」

⚠ 災害2 「新聞配達中に交差点で衝突」(40代・男性)

早朝に被災者が原付バイクで朝刊配達中、信号のある交差点で乗用車と出会い頭に衝突し死亡したもの。

交差点の見通しはよく、信号は被災者側が赤点滅で、乗用車側が黄色点滅であった。

岐阜県内の新聞販売業において10年間で237件のバイク等による災害が発生しており、そのうち12件の死亡災害が発生しています。配達地域の危険マップを作成し配達員に徹底しましょう。



安全管理・災害防止におかれて、厚生労働省HPをご利用下さい

労働災害の多い、または増加しているいくつかの業種では、モデル安全衛生規程、労働災害防止のためのガイドラインおよび安全衛生対策マニュアル等が、厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考にして下さい(ここで紹介しているのは、その一部です)。

①小売業

- 「流通・小売業における労働災害のリスクアセスメントのすすめ方」
- 「小売業における労働災害のポイント」
- 「小売業における危険の『見える化』」

②飲食店

- 「飲食店を経営する皆さまへ 労働災害防止のためのポイント」
- 「飲食店における危険の『見える化』」

③新聞販売業

- 「新聞販売業の皆さまへ ～安全な新聞販売業務の進め方～」

④社会福祉施設

- 「在宅介護サービス業におけるモデル安全衛生規程および解説」
- 「安全衛生チェックリスト(在宅介護サービス業用)」
- 「社会福祉施設における安全衛生対策マニュアル及びテキスト」
- 「介護作業者の腰痛予防対策チェックリスト」
- 「社会福祉施設における危険の『見える化』」

⑤ビルメンテナンス業

- 「ビルメンテナンス業におけるリスクアセスメントマニュアル」
- 「ビルメンテナンス業における労働災害防止のためのガイドラインのポイント」

⑥警備業

- 「警備業における労働災害防止のためのガイドライン」

⑦産業廃棄物処理業

- 「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントマニュアル」
- 「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」
- 「安全衛生チェックリスト(産業廃棄物処理業)」

⑧ゴルフ場

- 「ゴルフ場の事業における労働災害防止のためのガイドラインのポイント」



不明な点がございましたら、岐阜労働局および各労働基準監督署にお気軽にお尋ね下さい。